

障害者自立支援法の 訪問系サービスの問題

①「必要な人に
必要なサービス量を」
という理念が守られていない

②重度訪問介護の事業者報酬が
安すぎる（1,665円/h）

「支給決定を受けたのに
サービスが利用できない」

②-a.重度訪問介護の
単価アップ

厚労省の事務連絡などが
少し歯切れが悪い

小規模市町村等にとって
25%負担が重荷

きめ細かい国庫負担基準額が
災いし、市町村レベルの支給
決定において、基準額が、個
々の利用者に対する「支給量
の目安」「支給量の上限」に
転化してしまっている

例：区分6の
重度訪問介護利用者
ならば1日6時間

①-a.「必要な人に
必要なサービス量を」
という理念を、
平成21年の法改正で
明記すること

①-b.国から市町村への
財政支援制度を
構築すること

①-c.国庫負担基準を
将来的に廃止することを
検討すべきことについて
部会の意見として
明記すること

①-d.当面の措置として、
平成21年の基準改定において、
区分間合算を継続すると同時に、
基準額を大幅に引き上げること

「介護移住」に象徴される問題の解決

→読売新聞平成20年9月2日付朝刊（次ページ参照）
→NHK教育「福祉ネットワーク」
12月2日放送（再放送：12月9日13時20分～）

社会保障 女性

重度身体障害者の支援

重い障害を持った人が、自宅で生活しながら社会参加を目指すケースが増えている。2006年度に施行された障害者自立支援法でも、必要な支援を行うことが義務づけられているが、理念通りには進んでいない。
(社会保障部 安田武蔵)



電動車いすのヘルパーの介助で、車いすからベッドへ移動する木下さん(東京都目黒区)の息子(ヘルパー)

◆介護移行
高校時代、柔道のびいこで奨励を捕獲した木下さん(21)は、今年4月、東京・目黒区のアパートで母親と暮らし始めた。昔から下が動かず、人工呼吸器を付けている。ヘルパーによる訪問介護と母親の介護を受けながら、大学進学を目指して勉強している。

「自立」に介護不足の壁

自宅で自立した生活を送るには、長時間の介護が必要だが、多くの都市部に行くと、介護者が多く、サービス事業所が多い。東京都内への引っ越しを決意し、最終的に、支援団体の拠点に近い目黒区を選んだ。

木下さんは、「介護不足の壁」が、時間がかかることや、障害者にとって負担が大きい」と話す。

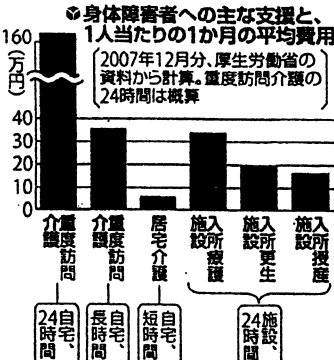
和歌山市の石田雅俊さん(40)は、ヘルパーの介護を受けながら一人暮らしをしている。生まれつきの脳性まひで首から下が動かず、生活全般に介護が必要だ。

昨年10月、訪問介護が月約1000時間も減らされ、377時間。市との交渉が決裂し、今年5月、訴訟を起こした石田さんは「地域社会を暮らすという当たり

前の権利を認められていない」と訴える。

◆地域格差
自立支援法は、障害者が自ら選択した場所に住み、自立した社会生活を営めるよう、市町村は必要な介護などを給付する義務がある」と明記している。

介護の必要度は、全国基準があるが、実際の給付は、市町村によってばらつきがある。特に、入浴やトイレ、外出時の介助などヘルパーから3時間以上の支援が受けられる「重度訪問介護」



●身体障害者への主な支援と、1人当たりの1か月の平均費用
(2007年12月分、厚生労働省の資料から計算。重度訪問介護の24時間は概算)

※重度訪問介護は原則、1日3時間以上、24時間の利用者も
※居宅介護の平均費用は、知的、精神障害者も含む

公的支援 世界的流れ



北野誠一・東洋大教授(地域福祉論)
「重度障害者が地域生活を送ることは当然の権利であり、日本も公的支援を充実させるべきだ。国連障害者権利条約が発効し、世界的な流れになっている。一方、障害者も、支援をどう活用して、働いたり、NPOなどに社会的に貢献のある活動に参加したりして、「地域や社会を作る一員」となることが求められている。障害が重くても、世の中に貢献できることは多い」

国から支給されるのは、最重度で一律約355万円。1日6時間分を過ぎると、これを超える長時間の利用者が多いと、市町村の持ち出しになることもある。

欧米 専属ケアで権利保障

欧米では、障害者が自立生活を営む権利を保障する制度が整備されており、参事になる点が多い。

米カリフォルニア州では、重度の障害者は、専属介護者を1日最大9時間利用できるほか、必要に応じて追加的な介護・看護、夜間の緊急訪問などもあり、市が賄うが、週20時間

を越える場合は国が支出。市に過度な財政負担がかからないよう配慮されている。

このほか、米国には「障害のあるアメリカ人法(A DA)」という障害者差別禁止法があり、バリアフリー(障壁除去)が行き届いている。このため、介助などでも車いすなどで移動できる場合が多い。同様の法律は、英国などにもある。

3つの提案

- 費用負担は都道府県単位で調整
- 重度訪問介護の報酬引き上げを
- 地域生活の権利、公的支援で保障

◆サービス不在
サービスが見つけにくい状況も全国に広がっている。事業所が多いと言われる都府県では、ヘルパー派遣を80事業所に依頼し、すべて断られたケースもあった。

多くの事業所が、厚労省が設定する重度訪問介護の報酬単価が安いことを理由に挙げている。利用者が最重度でも、日中で1時間平均1605円。介護保険の訪問介護(身体介護)中心で4020円に比べてかなり安い。

事業者団体である全国自立生活センター協議会の中西正司代表は、「今の利用者にはヘルパーを派遣するのでも精いっぱい。社会参加する重度障害者は、ほとんど増えない」と明かすが、報酬単価の引き上げは、費用の増額につながるという問題もある。

必要な介護が給付されず、当然の社会参加ができないのは、障害者本人だけでなく、社会にとってもマイナスだ。国は費用の確保に責任を持つべきだ。